

平成二十一年四月十四日受領  
答弁第二七九号

内閣衆質一七一第二七九号

平成二十一年四月十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮による長距離弾道ミサイル発射に対する政府の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮による長距離弾道ミサイル発射に対する政府の対応に関する質問に  
対する答弁書

一から四までについて

政府としては、今回の北朝鮮による弾道ミサイル計画に関連する活動により我が国領域内に落下するケースは通常は起こらないものの、事故等により我が国に落下する場合に備え、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第八十二条の二第三項に基づき防衛大臣が破壊措置の命令を発し、必要な態勢をとったところであるが、実際の北朝鮮によるミサイル発射においては、我が国領域における人命又は財産に対する被害が生じる状況にはなかつたため、同項に基づく破壊措置をとらなかつた。

また、お尋ねの発射情報の誤報については、防衛省・自衛隊の情報伝達の不手際によるものであり、このような誤情報を出し、国民の皆様にご迷惑をおかけしたことは、誠に遺憾であると考えている。今後は、情報伝達に際し、迅速かつ的確に確認を行い、危機管理に万全を期してまいりたい。